

西日本入会林野研究会 会 報

(第 4 号)

第 4 回シンポジウム特集

研究テーマ

『地域農林業と入会林野』

<特別講演>

入会林野の高度利用について ----- 渡 辺 武 (1)

<報告要旨>

地域における入会林野の役割 ----- 重 石 巧 (5)

町有林野の管理について ----- 山 口 正 郎 (7)

鳥取県江府町における

旧慣使用林野整備について ----- 山 里 昶 (10)

林野入会権随想 ----- 斉 藤 政 夫 (11)

<シンポジウム> ----- (12)

<大会記事> ----- (26)

1979. 9

西日本入会林野研究会

西日本入会林野研究会規約

第一条(名称) 本会は西日本入会林野研究会と称する。

第二条(目的) 本会は入会林野にかんする理論的実証的研究をすすめるとともに会員の親睦をはかることを目的とする。

第三条(事業) 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

学術研究会の開催

機関紙の発行

その他目的達成に必要な事業

第四条(会員) 本会は西日本(中・四国、九州)地方に居住する入会林野の研究者、実務家で本会の目的に賛成する者によって組織される。

第五条(事務所) 本会の事務所は福岡市西区西南学院大学におく。

第六条(役員) 本会の役員として運営委員若干名をおく。

運営委員は本会の運営の任にあたる。

運営委員中1名を代表委員として本会を代表する。

運営委員は総会で選出しその任期は一年とする。

第七条(総会) 本会は毎年一回総会を開催し重要事項を決定する。

第八条(会費) 会員は毎年会費を納入しなければならない。

会費の額は総会で決定する。



<特別講演>

入会林野等の高度利用について

森林組合課長 渡辺 武

1. はじめに — 林業を取り巻く諸情勢について

西日本入会林野研究会も本年で4回目を迎えます。ますます充実した研究会の開催ができることを大変うれしく思っている。特に今回は、地域農林業と入会林野をテーマとして研究が行われることは、今後の入会林野等の高度利用を推進するうえで誠に時宜を得たものと思う。皆さんの熱心なご討議の中でよりよい成果が得られることを期待する。

次に、入会林野等整備後の経営体の一つである生産森林組合に関係する森林組合制度の改正については、第84通常国会において、森林法から独立し森林組合法として成立した。

承知のとおり最近の森林林業を取り巻く諸情勢は、減速経済への移行や最近における円高基調等を反映して木材需要の伸び悩み、木材価格の低迷、木材関連産業の長期に及ぶ業況不振等に加え林業経営の面でも林業活動が停滞した動きをみせている等厳しいものがある。

一方、木材等の林産物の持続的安定的な供給及び国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全、形成等森林の持つ公益的機能の維持増進。さらには、山村地域住民への就業の場の提供等我が国の森林林業が国民経済の発展及び国民生活の向上並びに地域の振興に果たすべき役割に対する国民的要請は今後一層高まるものと考えられる。

このような情勢に対処して、林野庁としては森林の持つ公益的機能に配慮した適正な森林施

業の推進、林業構造の改善、林業の担い手対策の強化、入会林野等高度利用促進対策の実施等各般に亘る施策の推進に努めているが、近年の社会経済情勢等から、停滞局面にある林業の発展を期するため、森林林業の基本問題の解明について、鋭意検討中である。

2. 入会林野等の高度利用促進について

① 入会林野等の整備状況

昭和41年に入会林野近代化法が制定され、この法律に基づき入会林野等の権利関係の近代化をはかり、整備後の土地の農林業上の利用の増進を図ってきたところである。

52年度末までの整備実績は、整備に着手したものが6,452事業体、その面積は603千ha。このうち、都道府県知事の認可を受け整備が完了したものは、3,667事業体、その面積353千haであり、残りの約41%相当分は手続中である。整備が完了したものの整備前後の土地利用をみると整備前においては、林地が96.1%、農用地が3.8%、その他が0.1%となっている。このように林地が圧倒的に多いことは、旧来から入会林野等により農用再生産資材の確保又は生活用薪炭生産等として林野利用がなされていたものと解される。

これに対し、整備後の土地利用は、林地が98.5%、農用地が1.4%、その他が1%と整備前に対して林地が増加して農用地等が減少しているが、その中味は、採草放牧地が主

として減少し、田畑、樹園地への造成はむしろ増加しているのが目立っている。

なお、大部分を占めている林野の利用目的は人工林造成、きのこ生産用原木林の造成等である。特に人工造林については、整備前の人工林率が30%弱であったものが整備後短期間に約43%に達していることから人工林化の進んでいることが注目される。

② 入会林野等の有効利用

入会林野等の土地が適地適作主義で有効に活用され地域農林業と密接に結びつくことは、きわめて重要なことであるがそれにしても農業的利用が極めて小面積であることは、食糧の自給率の向上や国土の有効利用の面からも農業的利用の促進策について考究する必要がある。

また、52年11月に閣議決定された第3次全国総合開発計画においても森林地域のうち旧薪炭林や入会林野等低位利用にある地域にあっては、地域の実情に応じた農林業振興等総合的な利用を図るべきであるとされている。こうしたことから、現在なお100万haに及ぶ入会林野等が存在しているが、これら林野について権利関係の近代化を促進し、近代化後の土地の農林業上の有効利用を図ることが緊急の課題となっている。

そこで、このような情勢に対処するため、52年度から入会林野等高度利用促進対策を実施し、入会林野等の土地の有効利用を促進しているところである。本対策は、従来の権利関係の近代化を助長するための施策と併せて、整備後の土地の高度利用を促進する施策として農林業に関する公共事業、農業及び林業の構造改善事業等各種の施策の活用には配慮しつつ農林業生産の基盤整備と経営近代化施設整備事業を総合的に実施するものである。

③ 入会林野等の農林業的利用

本日の研究テーマは、「地域農林業と入会林野」であるが入会林野等は、かつて地域農林業と密接に結びついてきたものであり、現在もその多くは、農山村に居住し、農林業に従事する地域住民の生活と意識に深く結びついていることなど、その特有の社会的経済的条件から今後においても入会林野等と地域農林業とは深く結びついて推移するであろう。

入会林野近代化法では入会林野等の土地の農林業上の高度利用を図る場合に限って入会林野等整備を認めていることから地域農林業と結びつけて事業を実施する必要がある。この場合、整備後の利用目的は、入会権者自らが決定するものであるが、入会林野等の土地条件入会権者等の農林業経営の実態、周辺地域を含めた農林業の総合的な振興方針、その他森林法、農業振興法等各種の法令に基づく土地利用計画等を配慮して、農業的利用適地と林業的利用適地とに区分して有効に土地利用がなされるよう誘導する必要がある。

このようなことから、52年度から実施している入会林野等高度利用促進対策事業においては、入会林野等整備を行うとする林野につき市町村長が土地利用等に関する基本計画を樹立し、この計画に即した整備後の土地の高度利用を行うよう誘導することとしている。

すなわち、基本計画の内容は整備後の土地利用計画及び農林業経営に関する計画と、これらの計画を実施するための事業計画の構想をまとめたものであるが、このような基本計画は市町村の樹立している土地利用計画等と整合性を有するものでなければならない。

なお、事業計画の内容は、特別対策事業のほか、他の公共事業その他各種の施策等による事業を総合的に含めた事業計画である。

3. 入会林野等高度利用促進特別対策事業の概要

52年度から始った入会林野等高度利用促進対策事業は前に述べたとおり、権利の近代化を助長する施策と併せて近代化後の土地の農林業上の利用の増進を図る施策を一体として実施する事業であるが、特別対策事業はその一環として実施するものである。その内容を簡単に説明することにする。

① 事業種目は小規模生産基盤整備事業と経営近代化施設整備事業であり、基盤整備にあっては、農地造成農道開設、草地の造成改良、林道及び作業道の開設等、農林業の基盤整備事業を実施することができる。又近代化施設にあっては農業生産、畜産経営、林業生産、特用林産物生産の近代化に必要な機械、施設の設置等ができることになっている。

② 事業地区数は、今後入会林野等整備を行うもののうち、おおむね1,000地区を対象として52年度から10カ年間で事業計画を樹立することとしている。

③ 事業は第1年度に計画樹立、第2年度、第3年度で事業を実施することとし、1地区平均事業費は3,000万円を予定し、国の助成は事業費の2分の1としている。

④ この事業の事業主体は、権利取得者に限らず、市町村森林組合、農業協同組合、その他農林業者の組織する協業体(5人以上)である。

4. 昭和52年度に計画を樹立した内容

昭和52年度に計画を樹立した内容をみると、26市町村37地区となっているが、その事業計画の組み合わせは、林道、作業道としいたけ生産施設が14地区、林業、作業道と畜産関係の組み合わせが10地区となっており、このほかに

は、農地造成と計画造林、農道と作業道等の組み合わせがあり、又特認事業として野猪の防護柵とか、特用作物としてオーレンの育苗事業やマツタケ生産施設の充実など大変ユニークな事業の導入が図られている。

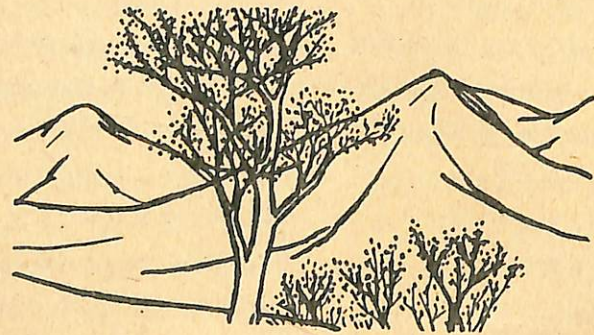
これらの事業を事業費別、業種別にみた場合、基盤整備事業が80%、経営近代化施設が20%となっており、業種別では、農業的事業が30%、林業的事業が70%の割合となっている。いずれにしても、これらの特別対策事業を推進することによって権利関係の近代化と近代化後の土地の高度利用が図られることは地域農林家の所得の増大と地域農林業の発展のために、大きく結びつくものであり、今後地区数の増大と長期的な事業の推進によって、ますますその重要な役割についての期待が高まるものと確信している。したがって、この特別対策事業の推進に当たっては、林野庁としてもその運用等において、できるだけ弾力的な対応をする考えであるので、今後各都道府県、市町村、入会集団等関係者の皆さんの一層のご理解とご努力を要請する次第である。

5. むすび —入会林野等整備推進体制について

以上のように入会林野等高度利用促進対策事業は、入会林野等の権利関係の近代化と、近代化後の土地の高度利用を一体として講ずる施策であるが、やはりその基本は、入会林野等の権利関係の近代化、すなわち、整備を促進することにある。このためには、入会集団の実施意欲の強まりが必要であるが同時に地方公共団体の入会集団に対する指導の強化を期待するところが大きく整備推進体制の確立が急務である。この点については各地方公共団体でも従来からいろいろご努力願っているところであるが、権利

関係がますます複雑、困難化している現在、さらに一層整備推進体制について十分ご検討いただき所期の目標が達成されるよう特段のご協力をお願いする。

最後に、西日本入会研究会のますますの御発展と皆さんのご健勝を祈念するとともに、今後の入会林野等高度利用促進対策の推進について一層の協力をお願いする。



<報告要旨>

地域における入会林野の役割

日田市農林課 重石 巧

1. 地域の概況

日田市は大分県の北西部に位置し、面積27,078ha、世帯数17,582戸、人口65,340人である。

林野面積は20,780haで総面積の76.7%にあたり、この内入会林野が昭和初期には約7,000haで、現在2,300haとなっている。

2. 入会林野整備の経過

昭和35年、約1,500haの未利用原野が残され、この緑化できない大きなネックは多数の部落集団が入会している原野が多く介在していることに気付き、昭和38年度より3ヶ年に亘り毎年130ha程度部落毎に整理分割を行なった。とりわけ、昭和40年度に行なった二串団地の一部は3月に部落毎に分割、5月にその部落が個人毎に分割、部落民は自分の山になったと競って雨の中時期はずれをいとわず、スギの木を植えている姿に私も今後の緑化推進の鍵はこれだと自信を得た。

昭和41年、林業構造改善事業計画時に入会林野約3,000haで入会林野整備を行なうにあたって、全体解消はとて無理があり限られた範囲で重点的に林業の利用のなされていないもの、将来にわたり記名共有など権利関係がさらに複雑化が予想されるもの、さらに林野改良、森林整備が期待されるものから整備に着手、以来今日まで44件1,691.95haの調査測量を行ない、整備完了は39件、

1,428.77haである。

設立した生産森林組合は25組合、経営面積9.03ha~109.29ha、出資金額1口当り4,000円~520,000円、出資総額95,000~20,280,000円です。

当初、個別経営地のうち地区外流出ならびに一部への権利集中が考えられたが、整備による個別経営地面積375.05ha486筆のうち、権利移動した面積9.45ha36筆のうち地区外へ流出した面積6.12ha10筆で、大局的には権利取得者が林業的利用により人工造林をすすめている。

測量調査事業が終った段階で、個人分割利用と決まり基幹林道、作業道開設を補助事業により行ない、分割作業を行ない、その期間5~6年要した団地が2団地80.80haである。

また、一部の団地では畜産環境整備事業による畜産団地として貸付け、農業的利用に供している。

整備未了となった5件203.18haのうち、協業組織または個別経営の方向でなく、個人共有の方向でまとめ、「日田市部落有財産管理規則」により市有財産として所有権保存登記を行ない、個人共有とした団地が2団地71.00haある。

表1. 対象地の林相の変化

(単位ha)

林相区分	人工林				天然林			計	人工林率
	スギ ヒノキ	マツ	クスギ 人工林	小計	クスギ 天然林	ザツ野	小計		
整備前	752.40	130.88	151.06	1,034.34	128.46	257.47	385.93	1,420.27	72.8
現況	938.59	83.03	171.74	1,193.36	125.05	101.86	226.91	1,420.37	84.0

表2. 土地利用形態の変化

(単位ha)

整備前					現況				
共同利用	直轄利用	分割利用	契約利用	計	協業			個別	計
					直営	共同	貸付		
113.78	868.37	211.18	226.94	1,420.27	800.95	-	241.84	377.48	1,420.27

3. 賃貸借により入会林野を農業的に利用している例

その1. 久住飯田農業総合開発事業によるもの

(1) 営農計画

肉用牛の周年繁殖育成肥育の一貫経営で、生産仔牛は8~9ヶ月令まで放牧主体で育成し、雌子牛は区域内共同利用牧場内に繁殖素牛として供給し、育成された雄子牛は保留肥育し販売する。

(2) 事業内容

- イ、土地面積208.1ha、4部落共有地(74.7ha)、個人有地(133.4ha)
- ロ、土地利用計画
草地造成(54.1ha)、野草地(137.1ha)、その他(16.9ha)

ハ、家畜飼養計画

総数630頭、成牛(90頭)、肥育牛(540頭)

(3) 賃貸借の形態

- イ、4部落共有地、農地保有合理化事業により農地開発公社が借受け、20ヶ年前払、年間10a当り、1,500円
- ロ、個人有地、賃借料無償、クスギの混牧林として肉用牛飼育

(4) 事業費の概要

総額399,550千円、基盤整備194,126千円、施設整備177,068千円、農機具28,356千円

(5) 事業実施年度、昭和49年度~昭和53年度

(6) 経営管理者、農事組合法人 姫椿牧場

その2. 畜産環境整備事業によるもの

(1) 営農計画

総合的な畜産経営の環境整備を行なうため、家畜排せつ物を土地還元等により適切に処理する施設を整備するとともに、生産基盤の整備開発を行なう。

(2) 事業内容

イ、土地利用面積20.1ha(いずれも生産森林組合有地)

ロ、家畜飼養計画

養豚3戸、繁殖豚300頭、肥育頭2,700頭、ブロイラー2戸、常時60,000羽、年間出荷240,000羽

(3) 賃貸借の形態

生産森林組合有地を20年間賃貸借、20年毎賃借料更新、地代は毎年払、年間10a当り2,800円

(4) 事業費総額351,623千円。(基盤整備、家畜排せつ物処理施設)

(5) 事業実施年度

昭和49年度~昭和52年度

4. 地域における入会林野の役割

このようにして、生産森林組合により地域住民の集団生活協同の場として組合有林がバックボーンの役割を果たし、地域固有の財産

として保持していく基本理念のもとに、入会林野が形を変えて守られているし、また入会林野が農林業上の利用に供されているといえよう。

したがって、底流に地域の財産として保持することから、他地区民による農業利用が計画されても貸付地として権利の譲渡は行わない例がほとんどである。

個人分割利用地においても言えることです。

山村過疎化の重大な要因は、地域に残って生活して行ける経営基盤のバランスが崩れていることで、日田地方のある村で村内山林のほとんどは地区外住民で所有され、村民が自主性を持った行政ができない現状ときく。地域住民がこういった認識のもとに、地域の林野を農林業上の利用増進に努力している姿が各所に見られ、行政にたずさわる私どもとして認識をあらたにする次第である。

残る未利用原野は、立地条件が悪いところもあるが、入会林野整備事業調査測量がきっかけとなり、畜産環境開発事業農業開発事業の導入が行なわれ、人工林の拡大がすすむなかに適地適木植栽、労務対策、生産流通過程の改善を内蔵しながら、入会林野が今日までにまして農林業上の利用増進に役立てることができるよう施策を推進したいと思っている。

町有林野の管理について

高知県梶原町産業経済課 山口正郎

1. 梶原町有地の歴史

明治35年 国有不要存置林の払下げ
38年 学校造林規程(学校戦勝記念)

明治39年 統合町有地の整理

” 不要公課計画

大正4~6年 統合町有地の実測(町有地管理)

の基礎が確立した)

- 大正12年 採草地の制限
 " 天然林の地元分収権の決定
 " 864町歩の官行造林契約を行う(官行造林収益配当に関する議決)
 昭和3年 施業案を編成する。
 " 御大典記念として、直営造林を実施する。
 12年 650haの民有地を購入する(純町有地)
 15年 町有林施業規定を設ける。
 " 皇記2,600年を記念して各部落に造林を行わしめる。
 18年 260haの県行造林契約を行う。
 33年 村(町)有林野取扱条例の設定(5名以上からなる組合分収造林を認める)
 35年 官行造林の伐採が始まる。
 " 採草地の緑化計画を立てる。
 36年 158haの公団造林契約を行う。
 37年 町有地分収造林に対し造林資金制度を確立する。

(資料)

町有林野取扱条例(抄)

(分類)

第2条 町有地をその取扱いの便宜上、純町有

種 別	関係地元	施業団体	町	摘 要
官行造林又は県行造林	0%	0%	100%	
町直営造林	0	0	100	
部落又は団体造林	0	60	40	
天然崩芽林	0	0	100	
使用料	0	0	100	

地と統合町有地に分類する。

1. 純町有地とは町に於いて購入した土地及び個人有地又は共有地を町へ寄付した土地を言う。
2. 統合町有地とは、旧町又は部落の持分を統合した土地(これに類した土地を含む。)をいう。

(分収林)

第12条 町は町が行う造林計画に支障がない限り、第15条、第18条により区、部落及び公共団体又は、造林組合に対し造林を行わせることができる。ただし、統合町有地に造林を行わせる場合は、関係地元代表と協議するものとする。

中 略

造林組合とは、本町内に住居を有し、成年に達したる者5名以上によって町の定めたる造林組規約様式により、結成されたものにして町長の認めたるもの。ただし、その組合員が、本町内に住居を有しなくなった場合といえどもその組合員たる資格を失わない。

(分収率)

第15条 町有地上において収益があった場合は、左記により分収金又は保護交付金を交付するものとする。

1. 純町有地に対するもの

2. 統合町有地に対するもの

種 別	関係地元	施業団体	町	摘 要
官行又は県行造林	20%	0%	80%	町へ収入する分の割合
町直営造林	0	0	100	
関係地元が行った造林	60	0	40	
その他の者が行った造林	10	60	30	
天然崩芽林	50	0	50	
使用料	50	0	50	

ただし、昭和38年12月末日までに伐収率による(町30%、関係地元70%)
 期に達したる天然崩芽林については、旧分

3. 採草地に対するもの

種 別	関係地元	施業団体	町	摘 要
官行又は県行造林	60%	0%	40%	町収に対する分収率
町直営造林	20	0	80	
関係地元が行った造林	80	0	20	
その他の者が行った造林	10	70	20	
天然崩芽林	60	0	40	
使用料	50	0	50	

ただし

- (1) 関係地元とは、統合町有地の旧持分所有者にして、区又は部落のいづれなりとも一括して総称するも採草地については、利用している部落をいうものとする。
- (2) その他の者とは、関係地元以外の団体をいうものとする。
- (3) 採草地に対するこの分収率は、第1回の造林にのみ適用するものとし、第2回以降の造林による分収率は本条2の統合町有地に準ずるものとする。
- (4) 保護交付金は、関係地元代表に交付し、分収金は、造林団体代表者に交付するものとする。

2. 問題提起

- (1) 入会集団の認定
- (2) 入会範囲の認定
- (3) 町有林の成立
- (4) 分収金の用語について
- (5) 保護交付金の用語について
- (6) 分収権限の変更(議会議決)の有効性について

鳥取県江府町における旧慣使用林野整備について

鳥取県日野地方農林振興局 山 里 昶

1. 整備に対する町の方針と整備実績

昭和42年度から実施した林業構造改善事業の入会林野の近代化事業で調査測量を行なった林地を中心に、昭和48年1月に51団地、1,010haを整備するよう全体計画を樹立した。

整備の目的は、旧慣使用权者を当事者とし

表1. 整備前、後の利用形態及び経営形態

地区名	面積	整備前				整備後			
		利用形態		経営形態		利用形態		経営形態	
		林業	農業	共同利用	分割利用	林業	農業	個人	共有
計	314.9 ha	314.9 ha	- ha	99.8 ha	215.1 ha	314.9 ha	- ha	231.0 ha	83.9 ha

2. 整備地の利用について所有者の意識

調査は、アンケート調査ではない。地区の主な人から聞きとりをした結果を要約したものである。

(1) 記名共有地とした理由

(イ)共同利用地で造林地は記名共有とし、未造林地は、個人有とした。(ロ)共同利用は、記名共有とした。

(2) 記名共有地の造林が進んでいない。今後の考えについて

(イ)今後も造林をする考えはない。(ロ)現在は考えていないが将来はわからない。

(3) 造林を行なわない理由

(イ)奥地が殆んどで、経費、労力を多く要する。(ロ)勤め人が多く、出役等共有者間の調整がむづかしい。(ハ)草刈場として残して

て、農林業に土地を利用する場合に限る。そして、その土地の自然条件や立地条件を考慮して、適地適作の見地から将来の構想を樹立しなければならないとしており、特定の地域に偏重することのないように全町のバランスを考えて計画をしている。

整備の実績は、表1のとおりである。

おく。

(4) 個人有地について、今後の造林に対する考えについて

(イ)現在のところ造林は考えていない。(ロ)今後計画的に造林をする。

(5) 造林をしない理由

(イ)後継者が勤めており山に対する関心がうすい。(ロ)奥地で経費、労力を多く要する。

(6) 天然林を利用してシイタケ生産と取り組む意向はないか。

(イ)現在のところ考えていない。(ロ)今後ともその考えはない。

(7) 上記の場合その理由

(イ)後継者が勤めに出ており労力がない。(ロ)労力、資金とも余裕がない。(ハ)自山では、原木確保に限度があり、原木を購入してシ

イタケ生産を行なう考えはない。

(8) 農業との複合経営について

(イ)現在行っていないし、今後も考えていない。

(9) 整備地をより高度に利用するためにはど

うしたらよいか。

(イ)林道及び作業道を整備する。それについて大巾な助成を行なう。(ロ)具体的に考えたことはない。

林野入会権随想

島根大学農学部 齊藤政夫

1. 牧野について

- (1) 耕地 } の予備軍〜谷間、切点
林地 }
- ① 予備軍は不偶 だが
② 戦勝には最も重要な役割
③ 農業経営経済上の buffer action の作用をする。

- (2) 農林業は人間と動植物との共生現象
(3) 物質循環上、牧野は重要な働きをする。
(4) 自然資源(土地と草)を大切に利用したい。

2. 入会権について

- (1) 無理に解体させない方がよい。
(2) 「入会林野等に係る権利関係の近代化の

助長に関する法律」は必要——近代的権利関係にする途は開いておくこと。

- (3) 社会保障的役割
(4) 土地は社会全体のもの、所有権は社会全体に奉仕すべきもの

3. 林野利用の方向

林木生産 } 両立 広域造林放牧組織の提
畜産 } 唱
造林権 } 所有権はそのままにして、利用権
放牧権 } を広域に確立させる制度をつくる。

<シンポジウム>

司会 西 森 正 信 (高知県林業課)

篠 原 武 夫 (琉球大学農学部)

発言者(発言順)

堺 正 紘 (九州大学農学部)

山里 昶 (鳥取県日野農林振興局)

重石 巧 (大分県日田市農林課)

上田 実 (九州大学農学部)

山田 保夫 (林野庁森林組合課)

柴田 通泰 (岡山県川上村役場)

山口 正郎 (高知県梶原町産業経済課)

今崎 信吉 (北九州市農政部)

武井 正臣 (島根大学法文学部)

細川 哲 (鳥取大学教育学部)

中尾 英俊 (西南学院大学法学部)

斉藤 政夫 (島根大学農学部)

北川 泉 (島根大学農学部)

三山 忠 (長崎県厳原町下原入会整備組合)

安武次郎太 (熊本県林政課)

司会(西森) ただいまから午後の討論に入りたい。午前中4人の方々に御報告頂いたが自由な立場から報告して頂いたので、必ずしも「入会林野と地域農林業」という今日の統一テーマとかみ合っていないところもある。しかしそれはこれからの討論の中で補なってゆきたい。それでは報告されたテーマの順に問題を取りあげることとする。

I 重石報告をめぐる討論

<入会林野の畜産的利用>

堺(九州大):入会林野を近代化したあと高度利用する場合畜産をやったってなかなか定着しない。そういったところで畜産的な土地利用を入会集団が決意する過程については紆余曲折があるのではないか。たとえば、ある地域で聞いた話であるが、畜産開発の場合5年間は補助金でしられるが、道路や作業道も立派にでき、しかも補助率は高いし、利率率は安いのでただで道路が入るようなものだ。当分の間は畜産に貸しておいてあとはスギにすればよいと思っている。そういう本音が、

畜産をとりこむ場合にもあるように思われるが、実態はどうか。

重石(日田市):入会林野を他の地区のものに貸して自分達は賃借料を得ていくという事例が2つある。戦後の拡大造林の中で、部落としてはかなり自力造林も行なったが、一部が原野として残るといふ現況の中で、兼業化が進む。一方並行してアカマツについてマックイムシの被害が大きくなってくる。他方、久住・飯田農業総合開発事業と畜産環境整備事業が進められる過程で、市街地における養豚等の畜産公害の問題がおこり、丁度条件的に重なったので、入会林野を賃借借によって貸すということがでてきた。賃借借利用にもっていった理由は、現在あるアカマツの収益より貸す方がよいということである。兼業化が進行した関係でその後、比較的問題はなかった。最初の「久住・飯田」の場合は、現在入会地のものもそのまま貸している。畜産環境整備事業にあつては、入会林野の整備事業が終わったところについて行なわれている。生産森林組合の面積は170haあるが、その一

部の20.1haを貸している。

司会(篠原):入会林野の近代化に伴ない農業的利用とりわけ畜産的利用をいかにすすめるかということですが、これに関連する体験を求めらる。

山田(林野庁):入会林野高度利用促進特別対策事業の中で、畜産関係との組み合わせが全国に10カ所あるが、その中の1カ所岐阜県の恵那市のある部落の例を紹介する。入会林野は約80haあり、そのうちの25haが入会林野整備前からいわゆる賃貸借契約をむすんでいる。今後、整備をおこなってひき続きその部分については賃貸料をとるといふかたちになっている。貸付先は県の畜産公社で、公共育成牧場をやっている。残りの60haは林業的利用にはかるといふことで、一部は県行造林に、また一部は権利者による造林がすすんでおり、すでに伐期に近づきつつあるといふことで非常にいい山になっている。したがって、そういうところに作業道を入れてほしいといふことで、今回特対事業で林道、作業道をつけることになっている。このように林業と畜産(農業)との一体的な利用がはかられるという効果をあげている事例がある。入会集団の将来的な所得の増大ということを考えて、土地の高度利用にとりこんでいったらよいのではないかと思う。なお恵那市の他にも林間放牧をやっているところもかなりある。

<整備後の経営問題>

武井(島根大):今日のテーマは地域社会と入会林野ということであるが、それと関連して3つおたずねしたい。個人分割地は流出しやすという現状があるのに権利者がそれを選んだ理由は何かというのが第1。第2は、生産森林組合について、かつての入会林野が生

産森林組合に移行してもそれはかたちばかりで、実質的にはあまり変わらないということをよく聞くが、地域生活集団共同の場として現在および将来、そのように機能しうるかどうか問題だと思うが、日田市で具体的にどういふことがなされているのか。第3は村民の自主的な利用ができないということと所有権の村外流出とはどのような因果関係があるのかということ。

重石:まず第1に個人分割を選んだ理由は、その地域において集団的な共同作業ができないこと、さらに生産森林組合としての経営面積が確保できず、むしろ個人分割した方が個人の経営意欲をたかめていわゆる林地の高度利用が可能であるということである。大体、20~30ha以上が組合経営として可能な面積であると考えている。それ以下については13から最高56の分割をやっている。

次に生産森林組合による地域住民の集団生活協同の場という表現についてであるが、地域住民の兼業化がすすむ中で、林家を主体としてみんなが集団的に作業をして生活に必要な収益を得るといふ場が他に見あたらず、生産森林組合によってそういう場が与えられるという意味である。次に第3の、村外所有が大半を占めるために自主的な行政ができないということはどういふことかといふと、道を入れるとか村道を開設する場合、山林所有者にある程度の地元負担金を要請しなければいけない。したがって村内の主な生活基盤である道路網の整備にしても、山林が村外所有の場合、村外所有者の許可をとらなければならず、そのため事業が出来ないといふことがある。

司会:重石さんは報告で3点、問題提起をしておられる。1点は、協業経営はいろいろ問題

があるということ。2点めは、個人分割地の村外流出という問題について。3点めに、外材インパクトの中で国内林業の生産に携さわる人々が林業振興に対して不安をいだという。1点めと3点めについて、補足をお願いしたい。

重石：入会林野整備において生産森林組合をつくるということで私達もすすめてきた。生産森林組合は地域住民の自主的な運営が基本にならなければならないわけであるが、その地域の実状にあわせてみると問題が多い。役員が3カ年で交代するという問題と事務体制の問題。高級な複式簿記や森林沿革簿を長期にわたってつけることは極めてむづかしい。それから事業範囲が非常に制限されているという問題もある。さらに税制の問題。最初は法人住民税の均等割は2～3千円だったが、これがかなりアップして経営が苦しくなっているという話をきく。次に第3点であるが、外材が国内需要量の3分の2を占める状態の中で、国産材も単なる量だけでなく、質を高めなくてはならない。今までは、県行造林を拡大してきたし、市町村においては林道、作業道網の整備をしてきているが、得られる材の価格が安定していることが当事者にとっては最も重要であり、そのへんを改善していかなくてはならないと思う。

山田（林野庁）：重石さんが出された3つの問題点は、今日、私共がかかえている悩みをズバリ御指摘いただいたという感じがする。まず第1点の生産森林組合の問題については、おっしゃる通り、これはかなり行政的な配慮・指導の強化をしなくてははいけないし、財政的な援助もしなければいけない問題をはらんでいる。今後の森林組合法の改正では事業範囲の拡大もしいたけ生産が入ったということ

で、いわゆる森林を利用しての農業はいいということになった。なおまた、生産森林組合が非常にたくさんできている県においては、協議会をつくって、協議会の研修や指導についてはある程度、国の方から助成する方法もあるのではないかと研究することになっている。2番目の問題は、個人分割地が地域外に流出する心配があるということであるが、流出されて使用される土地が農林業上に供しなくて、宅地やゴルフ場になるというのは問題があると思う。ところが、それが3～5年後に流出するということになる、現在の近代化法では罰則規程がないために、それを防止することはかなり困難である。整備後の経営問題について行政上、配慮をしていく必要がある。第3の問題は、非常にむづかしい問題だ。国産材の価格の安定あるいは需要と供給を十分コントロールするようなことを今後とりこんでいく必要があると思う。

重石：生産森組の経営指導については、大分県で囑託をおいて懇切な指導をうけている。またそれぞれの組合の組合員の中には市職員、農協職員もいるので、相互連絡や研修をはかりながらこの問題に対処しようと思っている。

II 山口報告をめぐる討論

司会（篠原）：次に山口さんの町有林の管理経営についての討論に入りたいと思う。

<町有林野と農林業振興>

堺：昨年のシンポジウムで南小国町の佐藤英男さんが町有林の入会権についての苦勞話を報告された。それに対して山口さんから「なぜ町有林を入会権者にわたさなくてははいけないのか、町で経営すればいいではないか」という主旨の反論があった。県によっては公有林

野の入会整備をほとんどやらず、共有地を中心にやっておられるところもある。逆に市町村有地や財産区有林野の整備はするけれども、共有林の整備には関知しないというようなところもある。なぜそういう違いがでてくるのかということも明らかにしなければならないと思う。山口さんの話は町有入会林野を整備しないという主旨ではない。町有林は直営林であって入会林野ではないという信念の下に話しておられる。その上で、町有林・村有林が地域の農林業経営あるいは住民の経済生活に対して、積極的に寄与しようとしたらどういうかたちかということを知りたい。自主財源が大きいというものもあるだろう。また町直営林の場合は町が一括的な土地利用計画をつくり、農業とか畜産経営の振興を図ることができるのに対して、入会集団では、全体的な見通しがなく、非常に狭い範囲あるいは個人の経済的な打算だけで土地利用が決定されていくということがいえるのかどうか。

山口：私は栲原町の町有地はいわゆる町有地であって、入会地ではないと考えてきた。栲原町の町有地は町で全ての管理をしているが、そのことが地域の農林業の振興、栲原町の発展に結びついていると考えている。もっとも私は、町の管理は1つの普遍的な確信をもった経営が行なわねば混乱が生じると思っている。そういう意味で町は毅然とした方針を打ち出し、部分的な要求があっても、全体的な討議の中で検討したうえで、おさえるべきはおさえて通らなければ将来に禍根を残すのではないかというふうに考える。現在4,600haの町有地の中で、3,600haの造林を行なっている。内訳は直営造林511ha、一般分収造林1,368ha、官行造林594ha、県行造林187ha、公団造林970haである。この

中で一般分収造林というのは、町民5名以上が造林組合（任意団体）を設立すれば町有地を貸し与えるというもので、造林者の取得分は多いところで8割、少ないところでも6割である。約160組合が出来ている。これは、昭和33年に町民の流出を引きとめるためには経営規模の拡大が必要ということで、もう少しで林業兼業農家として成り立つという農家に造林地を貸し与えることにしたものである。こういうことで町民の経営規模拡大に町有地が寄与している。それから、もう一方では農業構造改善事業の茶園造成に対して町有地を3カ所、20ha、関係地元へ開放した。こういうことができるのも町が完全に町有地の権利を確保しておればこそであると考えている。さらに、当町では国営の大規模草地造成事業が行なわれており、総面積146haはすべて町有地である。これができた暁には町内、あるいは近隣町村の牛をそこに放牧し、農家の経営拡大に大いに役だつと思う。

<分収金の帰属と入会権>

司会（篠原）：山口さんから問題提起が6点でしているが、これについての討論に移りたい。

武井：栲原町の場合、地元が分収金を受ける土地がはたして純粋の公有林・町有林といえるのか。

山口：栲原町の町有地は町が完全にコントロールできる。したがって、そこには入会権といわれる権利は存在しないというふうに考えているが、最近「分収金を受ける権利は入会権にもとづくものではないか」という疑問が一部住民から出ている。1つの区に10いくつかの集落があり、官行造林の分収金は区の中かでも官行造林が行なわれている地元集落のみが受取る権利をもつという主張がある。し

かし、それは、今まで栲原町が行なってきた70年の歴史をひっくり返す要求であるので、私共はそれは違うという基本的な考えを持っている。私が地元住民に話しているのは、今まで数百回にわたって栲原町の町有林の歴史がある。その慣習を無視して、あったかわからない部落だけの入会権を主張してもそれは通らないであろうということが1つ。それからもう1つは、入会をしていたというのであれば、それはどこか、入会地の範囲が示されていないではないかということも主張している。

武井：この答えのようなものは、おたくの林野の実状がわからないと、答えはできないものだろうと思う。ただ、おたくの町と類似の例はかなりあると思う。そうすると、これは多くの推察だが、おそらくこのような条例ができた本来のいきさつは、かつて林野統一以前に町有林になったと思うが、部落から差し出した、あるいは差し出させた時に、条件がついたのだろうと思う。いわゆる条件付統一だろうと思う。その条件というのが分収金をわたすということではないかと思う。もしそうであるとするならば、その理由はもちろん部落有地、いわゆる村の入会地であったからで、町としてもその条件をのんだということは、入会権の存在を承認してひきついただと考えられる事例の方が多い。したがってこのような条例なり分収でもって長年やってきたからただちに入会権は絶滅したことは理屈の上からは直結しないと思う。問題提起の1、2は、入会権があるとするならば「入会集団は誰と誰で構成されていて、その入会集団が入会していた入会地はどこからどこまでだと証明してみる」というようなことを町が入会権者と称する人々に証明を求めていることなのか。

中尾（西南学院大）：この問題は1つの区の中にいくつかの集落があるが、区と集落とで分収金にたいする権利を争っているものであり、それで町としては「どちらが権利者であるのかははっきりせい」ということ（それが入会林であるかは別として）だろうと思う。今まで町としては区（つまり旧村）を権利者としてきた。ところが町に分収金の配分をめぐって、集落が名のり出てきた、それならおまえたちが入会権者であるならそれを証明せよと、ということだ。

武井：そうすると町と地元との争いではなくて、地元集団同志の争いということか。

山口：そうだ。明治39年に各大字、部落持の山林をもちよったのが、現在の統合町有地。それで町としては、旧村に対して分収金をわたしている。その額が多いとか少ないとかが問題になっているのではないし、町もそのお金を地元にあたさないとはいえない。ただそれを受取るのが大きな器であるのか小さな器であるのかということだ。町としては、旧村から統合したとしているので、旧村に分収金を交付している。問題は旧所有者が旧村である区か、その下の部落であるかということだ。

武井：私は、そもそも入会権があるのか否かが一番問題になっていると思った。これは非常に簡単に言うと、町としては入会権は認めない、しかし、地元としては入会権があると主張している。そういう点で地元と町との間に入会権の存否をめぐっての意見の対立があるというような主旨かと思った。それからもう1つは、分収金を受け取る主体が部落であるか区であるかという問題。その2つの問題があるのではないか。

中尾：確かに最初の問題は、どちらが分収金を

受け取るかということだ。町としては分収金を払うとっている。今までは町の考えのもとに区が受けとってきた。それが入会権であるとか否かはお互いに何も言わなかっただろうと思う。ところが区の中の小部落が、分収金は我々がもらう権利があるのだ、それについて入会権だと主張してきた。

武井：そうすると近代化整備とは全く関係がないのか。

中尾：整備とは直接関係はないと思う。

北川：町が支払っている分収金が、入会権にもとづくか否かは大変大問題として残ると思う。今の討論を聞いていると、町としてはそういうのは認めないということのようだが、分収金を町が関係区に対して支払わねばならない根拠をどう考えているのか。

山口：私共が現在までとってきた基本的な考え方は、入会権にもとづく権利としてこれを渡すものではないということである。しからば何の権利かということ、旧6ヶ村が共有地を持ちよった。統合時における旧村単位の権利調整のようなものであると考えている。ただ、それに対して地元部落からこれは入会権にもとづくものではないか、入会権にもとづくものであれば我々に権利があるのではないかという主張が最近出てきたということである。

司会（篠原）：旧村時代あるいは林野統一以前の状況はどうか。

山口：入会権が仮にあるとするならば、それは当時の例えば四万川村についていえば数村入会または全村入会ではないかと思う。四万川村のいるんな記録をみても集落同士がまぎらあって利用しているし、また現在まで続いている四万川村の採草地では、Aという集落の中に数集落の採草地がある。このようなことを考えると、入会権を認めるとしても、四万

川村全体の一村入会あるいは四万川村全部の数村入会であると解釈せざるをえない。したがって、1集落でもってその官行造林の収益金を受け取る権利があるということについて納得できない、というふうに説明している。

<分収歩合に対する町議会議決の効力>

司会（篠原）：つきに分収歩合に対する町議会議決の効力について議論したい。

山口：栲原町の条例の変遷をみると、官行造林については現在2：8になっている。大正時代にはそれが3：7であった。また、天然萌芽林については関係地元へ80%、町へ20%であった。それがいろんなこと、例えば各地区で学校を管理していたものを町がひきとるというような変遷を経て、分収率は今日の条例のように変わってきている。そこでこれは公の機関で討論し検討されてきたわけだから、現在の区単位に交付金を交付している段階においては、問題は生じなかった。ところが入会権にもとづくものであるとするならば、大正時代の30%という分収率が正当な権利である。今日条例が改正されて20%におとされていること自体がおかしいのだという議論がでてくる。しかし私共としては町有地は町がコントロールして完全管理をしているから町民の代表にもとづく栲原町議会でもって条例が定められると、それまでの条例で造林したものについてはそのとおりととなるがそれ以後については新しい条例が効力を有するということのように考えている。仮に一歩ゆずって入会権というものを認める場合、町有地の管理上において地元分収権というものが議会で議決された場合、それが法的に認められるものであるのだろうか、そうでないとするならば、その変化というものは一切されない

ものか。もう1つの基礎的な問題として、そうであれば大正時代になぜ7:3になったのか、5:5であってあるいは逆に4:6であっていいはずなのにどうして7:3に決まったのか、その力関係は何であったのか、私個人としての疑問がある。したがってこのように議会を経てきたものが有効であるのかということと各地の入会権における地元権利とその他の権利との比率がどうの変遷でもって決められているのか、そのへんについてお教え願いたい。

武井：これは入会権と仮定するのか。入会権と仮定すれば、議会の議決だけでは効力を発揮することはできず、議会の議決と関係地元の同意をとりつけることが必要だと思う。関係地元の中で区と集落が争っているのではどちらの同意が得られればよいのかということについてはちよつとわからないが、ともかく、議会の議決と関係地元の同意という二重の手続きが不可欠であると思う。

Ⅲ 山里報告をめぐる討論

<日野林業の展望と入会林野>

司会(篠原)：つぎに、山里さんの報告、鳥取県江府町の旧慣使用林野整備についての討論に移る。

安武：造林をしない理由として、後継者がつとめている、関心が薄い、経費・労力を多く要するということをあげているが、天然林雑木を伐採し造林をする場合、前生樹の処理に困るということが私共の方では出ている。これまで雑木はチップなどにしていたが、最近はチップの売行きが悪い。製紙会社等の受け入れや価格がおさえられているという理由で造林がすすまないということがあるのではない

か。

山里：ある地区にはクヌギの25年生が10haぐらいある。そこに入って、シイタケ生産をするつもりがあるのかときくと、それはない。クヌギだからある程度の金にはなる。買い手がつけば、売ったあとは用材林を造成するつもりであるが、積極的に買い手を求めて造林にとりくむという考えはないという解答があった。確かに私のところでも、前生樹処理が原因となって造林がすすまないという問題もあるが・・・。

武井：私は法律屋で、経営のベテランの方がたくさんお集りなので是非教えていただきたい。日本国中、入会林野だけでなく総じて山林とっていいのかもわからないが、入会林野であるところは、いろんな意味の効用が非常に減ってきた。しかも経済性に至ってはゼロに近い。山里さんの話をきくと、どうもそこもそのような気配があるらしい。日本有数の林業地帯である日田地方ですら、経営基盤のバランスが崩れていく。だから入会林野というのは、かつての肥料革命、燃料革命に続いて昭和30年代、40年代の過疎現象という3つの峠を越えて入会林野に対する生活上、経済上の依存度が減ったばかりではなくて、総合的に経済的魅力が非常に減退したということ、山里さんの報告は端的に示しているように思う。そうすると、近代化整備を何のためにやるのか、僕らもコンサルタントをやっている、いささか気になる。

山里：農林業の望みはある。入会地を整備したある部落で森林施業計画、いわゆる団地共同施業計画をたてさせた。そうすると、その計画にもとづいて造林をしていきたいと解答した人がいた。したがって、造林に限っていえば、国の政策にもとづいて、その助成措置を

フルに活用するように啓蒙していけば、大いにすすむのではないかと考えている。

堺：今の武井先生の話は、日野林業に局限したのではなく、日本の入会林野の政策を含めて、現在、どういうふうを考えたらいいかということだと思う。日野林業というのは鳥取県の中でも非常に人工林化のすすんだところだから、日野林業がだめだということになれば、鳥取県も山陰も全部だめだということになる。しかし、そういうことはないだろうと思う。ところで入会林野について我々は必要以上に悪く評価しているのではないか。ブロック別にみると九州、四国、関東、東山の入会林野は非常に人工林率が高い。ところが、北陸、中国、北海道というのは低い。地域の林業の発展段階と入会林野の発展段階とが文字通りストレートに並んでいるのである。さらに下刈面積率とか林業労働投入率ということでみても一定の地域的な林業の発展がすすめば入会林野もそれに対応して発展している。入会林野というのは全部だめなのではなくて、ましなのがたくさんあって、そのましなのを有効に使ってないことが問題なのではないかと思う。確かに入会林野と林家というのは、例えば林業労働投入率をみると、慣行共有林は低くなっており、そういう意味では問題点がないという間違いだが今、入会林野という形で存在している山の中には除伐、間伐作業を効果的に行なえば金になる山というのはかなりたくさんあるだろう。そういうことが地域林業を振興させていく上で重要なのではないか。今から造林しなければならぬ山もたしかに沢山あるが、すでに共同造林したものも非常に多い。そういう森林を住民の経済収益が増大するようなかたちで活用することを入会林野政策の中で考えていく必要

がある。私共は今まで入会林野に対して、造林という点からものを見すぎた。すでに植えられたスギ・ヒノキをどういう具合に使うかということも入会林野政策の非常に重要な課題になっていると思う。

上田：施業計画を部落ごとにつくることなど農林業振興に御努力されておられる様子をうかがった。ところで、今後の展望ということでは、農家側に受け皿がないということで非常に悲観的であるが、各農家、個別経営においては、全く農林業経営に対して意欲を失っているのか、再検討することが必要ではないのか。山村においては賃労働兼業は確かに近年著しい増加傾向にあるが、その就業機会は日雇・出稼できわめて不安定である。個別経営における土地所有、労働力の状況に応じて、そこでの可能な農林業経営はどのようにあるべきか、具体的に揭示していただければ、農家の経営に対する意欲はまだ残されているのではないか。またそのことを可能にする施策、土地基盤の整備、資金融資の優遇措置など個別経営の発展を基本にした、さまざま総合的施策の中で、入会林野の農林業上における高度利用も可能になるのではないか。

<旧慣使用林野整備と入会林野>

司会(篠原)：次に入会権と旧慣使用権の区別の問題に移りたい。

柴田：入会林野整備と旧慣使用林野の法律上の効果の差異についておたずねしたい。

中尾：旧慣使用林野が正式に法律用語として登場したのは近代化法がはじめてである。ところが戦前においては、市町村有地における住民の慣習上の権利が民法上の入会権なのかそれとも町村制上の公権であるのかということ、がしばしば争いになって、結局簡単にいうと、

部落有地を統一して町村有地に編入する、そこに町村長が施業をすすめていく。ところが今まで住民の権利があるから施業の邪魔になる。そこでこれは町村制上の公権である(今日の言葉で言えば旧慣使用权、地方自治法238条の6の旧慣使用权である。昔は、町村制の110条の公権として定められていた)したがって市町村議会の議決で廃止できる。ところが民法上の入会権となると、所有権と同じように国民の私権だから議会の議決でも廃止できない。そこで市町村長がこれを公権として議会にかけて廃止するとの議決を出して、町村長の施業下においた。ところが地元住民が反対であるとして入会権確認の訴訟をおこした例がずいぶんある。そこではっきりしているのは、明治39年2月大審院の判決で、これは旧慣使用权すなわち町村制上の公権ではなくて、民法上の入会権であるといっている。それ以外にも岡山県の大倭町とかどこかでもそうでしたし、そういう例はずいぶんある。裁判所は明治39年以来現在まで、町村制上の公権であるといった判決は1つもない。全部民法上の入会権であることをはっきり言っている。したがって、旧慣使用权とは何かということを我々法律屋は説明できない。したがって、私共は旧慣使用权という言葉は一切使わないことにしている。立法当時、林野庁の原案には旧慣使用林野という言葉はなかった。ところが自治省との交渉の結果、こういうことができてきたのだと思う。そこで、旧慣使用林野という言葉が生まれた。どう違うかといえば、私もよく分らない。入会地には、いわゆる記名共有、共有の性質を有する入会地と、それから共有の性質を有しない入会地とがある。その中で、市町村有あるいは財産区有の土地は一応公有財産なので、

地方自治法の適用があるであろう。そういうことで、一応私共は、公有地である入会林野と呼んでいる。要するに旧慣使用林野というのはそういうものだ。ところが、大分県九重町では入会地がほとんど財産区になっている。ところが財産区有地を旧慣使用林野という入会林野整備できなくなる。旧慣使用林野はともかく旧慣使用林野整備というものがある。これは現に近代化法に規定している。したがって公有林野においては、入会林野整備によることもできれば旧慣使用林野整備によることもできる。したがって、私共は2つのやり方があるという言い方をしている。もう少し言うと、地方自治法238条の6。旧来の慣行により市町村住民中とくに公有財産を使用する権利を有する者があるときはその旧慣による、という字句があり、この旧慣を廃止し、または変更する場合には市町村議会の議決を経なければならないという条項がある。私共は、これは先程の武井先生の御説明でつきると思うが、入会林野というものは入会権者の意見で大体やれる。共有の性質を有する入会地は入会権者の総意でよい。ところが、公有林野になると、公有財産だから、その使用を変更などする場合には、入会権者の総意プラス市町村議会の議決がいる。こういうふうに解釈すべきであろう。大体自治省も最近ではそういう線をとっておるようで、公有林野だから市町村議会の議決だけでよしいという指導はしていない。そういう指導をすると、裁判所で負けることはわかりきったことである。したがって、御質問に対する適格なお答えはできないが、これは入会林野整備がいいか旧慣使用林野整備がいいかについては武井先生にあとでお答えいただくとして、

ひとつ言っておきたいのは、入会林という言葉は最近でこそ近代化法ができて我々も使い、皆さん方もお使いになっているが、政府はこれまでできるだけ使わなかったのではないか。要するに明治末期以来、できるだけ入会権をつぶそう、つぶそうとかかかっている。だから入会権があるかということもきいてもはっきりした答がないことが少なくない。沖繩が復帰して間もなく、私は入会権があるのかないのか、つまり沖繩県に近代化法の適用があるのかどうかということも林野庁の方から委託を受けて調査した。結論としては、沖繩県本土にはある意味では内地よりはっきりしたかたちで入会権が残っている。ところが入会権という言葉はあるかときくと見たことも聞いたこともないという。大体普通の場合、共有という言葉を使う。そういう実状であるところがかなりあるのではないかと思う。それともう1つは、入会権というものを山林をどこまで使っているかということで問題にする傾向がある。昔、現在の町有林に薪をとっていたが最近は入らなくなった、だから入会権はないのだということをする方がある。入会権というのは何か山に入って薪をとったり草を刈ったりする権利だというようなことを本にも書いてある。実はそれは間違いだ。裁判所では、最近では、入会権というのは地域住民の集団が総的に山林原野を管理する権利だといっている。管理する権利であって薪をとるとかはなんにも言っていない。だから共有的に管理するところはそれが入会権であるといっている。

武井：だいぶん前に入会権問答集という本があって、あれに整備の方法としては法律的に言えば入会整備でやるのが安全である、旧慣整備でやるというんな意味でまずいということをか

なり詳しく書いたのでそれを御参照いただければ結構と思う。書いたことを一寸、今忘れたが、確か、旧慣整備でやらなければならない場合も若干あるのではないか。その1つは、入会権確認訴訟で負けて、入会権がないということは大体判決にはないはずだが、たまたま裁判所が間違っただけで判決を出したのがまれにはあるかもしれない。そういうところでは、入会権がないという以上は旧慣整備をやるしかしようがないだろう。そういうのがあるかどうかかわからないが、もしあればその程度の利用価値しかないということもいった。それ以外、旧慣使用整備はしないということも、中央コンサルタント会議で提案して大体了承されて、その結果、公有地入会についても、例えば九重町のように入会林野整備でやるのが通例のようにになっている。

<整備後の所有形態>

中尾：山里さんにたずねたい。整備の結果、記名共有になったのか。

山里：そうだ。

中尾：記名共有というのは何名ぐらいか。

山里：いろいろある。例えばある部落では20人いても6人共有の部分と8人共有の部分という具合になる。

中尾：例えば地形の関係で、どうしても分割できないので2~3人とか4~5人でもつということはある。とくに5人未満だと組合が設立できないので記名共有にせざるを得ない。それはわかるが、部落でもっていたいから20名とか18名の共有名義にしておくという事例があるのか。あるとしたら何のために入会権整備をやったのかという疑問があるので、そのへんをおたずねしたい。

山里：ズバリ言って、今のような考え方が、記

名共有とした場合には、かなり強いと思う。例えば、ある部落で記名共有にしていた造林地を売ろうという話になった時に、上流者3人の反対にあい、個人分割して登記変えている。43年頃からやってきているのでその頃近代化しようと考えた世代と現在の共有者がかなり変わってきている。43年頃の世代は何とか部落の財産を守ろうということで記名共有にしたが、次の世代はこういうことは極端に言うとお構いなしということになってきている。こういうことで個人名義に変えなくてはならないという状況になってきている。共有での利用の意識がうすれてきている。

今崎：入会林野整備の際の所有形態を大別すると、個人分割、複数の共有、生産組合の3つになるが、共有については従来とあまり変わらない。補助金配布については、個人にはあげない、共有ならあげるということで共有にするということが多い。しかしこの制度には表と裏があって、裏にいけば一定の実力者がいてある程度リーダーシップをとりながら共同の名前を借りるという具合にしか現実はない。私共のところでは市行造林、あるいは県行造林に出して、すでに造林地となっていて、我々がねらう林地開発がすでになされている入会地がある。こういう山については、当然整備をしたいが整備後の所有形態をどういう具合にするかということが一番問題になる。何十人何百人の記名共有にするということとは意味のないことだし、さりとて生産組合にもっていくとなると、法的な規制がある。個人なり2~3の代表者の名前をあげてあとは内部規約でもっていくというのも問題がある。何か新しい所有形態を見出す必要がある。北川：従来の近代化の整備の中では、どうも目的が不明確のまま、要するに権利関係の近代

化に重点があって、どのように利用するかというのがぬけておった。そのために個別分割としてやるよりは生産森林組合によって共同で持つ方がより賢明であろうということで考えられてきた。しかしながら、そういうのはあくまでも利用の形態がどちらかということ、造林的な利用、森林としての利用というのが中心でしたから、一応そういう見解をとっていたということになるだろうと思う。しかし、近代化したら人工林率が80%余りになった、これは大変いいことだと言ってしまうかどうか疑問に思う。というのは、たとえば日田にもいろいろ問題がおきているというのは、私はむしろある意味で植えすぎが問題であるという懸念をもつ。スギだけが立派に植わっていて複相的になっていないところが、実はそこに住んでいる人々の生活を支える意味では、きわめてもろい要素がある。そういうものがはたして高度利用なのかということを見ると、むしろ例えばシイタケなどを栽培するというふうに、いわば経済の中味を変えていくようなしくみに入会林野が使われてはじめて、ある意味で地域林業の振興と結びついたかたちになるといえると思う。だから堺さんが言われたように、植えることだけではなく、むしろ植えることによって問題がおきているところでは、それを是正していくための核になるのが入会林野の近代化高度利用ではないかと思うし、そうなるのであれば整備後の利用形態がきまってくるだろうと思う。だからどうしなさいというのは必ずしも言えないが、一般的には個別というよりもできるだけ共同で管理するというかたちであれば、税制上の問題もからむし、生産森林組合を第1番に考えるべきだろう。

IV 斉藤報告をめぐる報告

司会（篠原）：次に、斉藤先生への質問に移りたいと思う。

細川：斉藤先生は、入会は無理に解体させない方がいいのだということをおっしゃられるが、私もその面では同感だ。その理由の1つとして、土地は社会全体のものである、あるいは所有権は社会全体に奉仕すべきものだということをおっしゃられた。しかし、斉藤先生は、近代化法は必要だということも言っておられるので、土地は社会全体のものであるとか土地所有権の社会性というものを決して強調されてはならないだろうという具合に私は受取った。では無理に解体させない方がいいということの根拠はなにかということ、それは、近代化が成功するかしないかは関係当事者の意欲にかかっている、したがって、意欲のない場合は無理に解体なり近代化しないでいいのだというように言っておられる。しかし、この意欲というのは、そもそも人間の心の問題であり、不確定なものである。整備の段階で意欲があっても、それがずっと続くという保証がない。私は、一般的なこととして、無理に解体させない方がいいという前提は同感だが、解体させるかさせない方がいいのかという判断の基準はどういうものを中心に考えていったらいいのだろうか。

司会（篠原）：今の質問と関連して武井先生から土地所有の社会奉仕制、入会林野の関係で具体的ビジョンがあれば教えてほしい、また林野庁の山田さんから入会林野の整備は単に入会権者の意志・意欲に期待するだけでなく、行政的に積極的に誘導することが必要であると思うがどうかという質問がでている。

斉藤：無理に解体させるということは必ずみが

残るであろう。現にかたちをかえて残っている。近代化されたものからまだ古いものが残っているものまで、いろいろ、段階が異なっているというひずみの可能性が残ることが1点。もう1つ住民の意志が解体しない、もしくは解体しても利用高度化しないということがあるならば、そもそもその原因は何であるのかということが問題だと思う。それは農業・非農業のアンバランスに原因があり、その是正が重要である。というのは、自動車工業の黒字が外圧となって農産物を輸入しなければならぬ。しかし、これは他産業のことだからここで問題にすることはできないが、それと関係がないことはない。むしろ大にあると思う。意欲の問題もそれと関係があり、農業がひきにあうか否かというところで無理に解体させない方がいいといっている。行政の指導が必要ではないかということだが、もちろん、私もそう思う。近代化法がいけないといっているのではむしろない。利用の方法について積極的に指導していくことは行政当局の責任でもあるだろうし、また一般の農林家の方でもどうしたらいいかという要望はたくさんあると思うので、それに積極的に応えていくべきである。

最後に、所有権の社会化について私は、集団農業等を提起しているが、社会主義国のようになれということをおっしゃっているのではない。所有権をそのままにして利用権をということをおっしゃっている。今の資本主義社会の中で生産手段の個人所有というものを認めるにしても、それを持った人は社会に奉仕すべき義務があるのではないかということだ。これは一度に集団所有に持っていかけるということをおっしゃっているのではない。

V 全体にかかわる討論

<入会整備後の固定資産税の取り扱い>

司会（篠原）：時間がないので斉藤先生への質問はこのくらいで打ち切って、あと2つほど質問が出ているのでそれに移りたい。

三山：入会林野整備完了後（権利確定後）、整備前より地積が著しく拡大した固定資産税の増大で悩まされているが、税の減免措置がなされた事例があったら教えてほしい。

重石：日田市の事例を紹介する。入会林野整備によって台帳面積が2.0倍になり、当初3千円程度の固定資産税が6万円になることになり、地元から抗議が出た。これは市の内部の問題だということで協議したところ地元から保安林指定の要望が出たので、保安林指定という手段をとってこの問題を解決した。

山口：高知県では原町が先がけて国土調査事業を実施しているが非常に広範なものだから、はじめてから現在までに12年たっており、あと3年ぐらいかかる。国土調査を実施すると、今、言われているように地積が5倍、10倍となって、非常に税金が重くなるということが現実問題で出てきている。町の方でいろいろ検討した結果、入会地を整備したところ、あるいは国土調査を行なったところのみ、税が重くなるのはおかしいということで、全町が国土調査を済んだ時点において、新たな課税をしていこうとしている。

<入会林野高度利用の方向性>

司会（篠原）：今日のしめくくりとして、地域農林業と入会林野ということで討論願いたい。
北川：過去の10年間があまりにも形だけに終わったきらいがあったのではないかと。入会林野を近代化することによって、いい形、利用

の近代化をはかっていこうというのが主旨だと思うが、利用の近代化のところはどうもはっきり地域に理念されていないのではないかと思う。入会林はそういうマイナスの要素を持っているけれども、実はそれを逆転させていく、プラスに転化できないのかというのが2次の発想だと思う。地域の住民が総体としてその利用を権利として持っている。これが現在の資本主義社会の中で、そういう土地を持っているという形態はこれだけである。それが故に一応地域としてのまとまった土地が住民全体の権利としてもってける眠った土地であるのではないかと。いろいろ地域の実状の中で利用の中味がきまると思うが、少なくとも地域開発の視点で、今度の三全総にも出ているように、定住しながら、そこに住みながら、安定した所得を上げて、豊かな生活がなんとかできないのか、その核に入会林野が使えないのか。こういった視点で、市町村がまとめ役になって、権利者がそういう方向に利用していく。今までのやり方は、権利者だけの近代化であったが、権利者もそれによって喜ぶと同時に、地域の人にそれが波及していくというそういった高度利用方向はないのか。先程山田さんが岐阜県の事例をお出しになったが、実はそういったことが大事ではないかと思う。岡山県の川上村の事例で、入会林野のことで非常に問題になっているが、その中で町の開発計画と地域住民つまり権利者の考えとがしっかりいっていないということもある。他にもこういうことは相当あると思うがどうか。

重石：記名共有または大字、組と一体のかたちでの町有林として、いわゆる入会林野として残されている林野の活用については、ほとんどスギ、ヒノキの人工林であるが、一部原野

がある。これの利用については、当然農業的利用でも、先述のような利用が出てくる。これは今後の調整の中で、地域住民との話し合いをすすめて利用をはかっていきたいと思っている。日田市では入会林野の整備に3,027名が参加している。これは日田市戸数の5分の1に当たる。こういう方々を通じて、いわゆる人工林の拡大から質的向上の方を提起しているし、このように多数が林業経営に参加することが地域住民の林業に対する理解を高める手段になっていると考えている。

山口：私は、地域の土地を全部ばらばらに個人有名義にすると、共通の広場というものなくなるのではないかと考える。共有をなくし、全部個人有にしているんな施策をバラバラにしていった場合、果たして効果的な農林業政策がすすめられるのか疑問だ。私の町では農業構造改善事業で茶園を築いたわけだが、これも町有地があったからだ。町有地にしろ何にしろ、ある意味では遊休地、都市に公園がいるのと同じように、そういうものがほしい。個人有地ばかりにしてしまうと、何かをしようという場合に、個人の意志が働けばどうにもならない状態になる。若干は遊び地をもって、意欲のある経営体を育てていくということが必要だと思う。

山里：町に出かけて、町のいろいろな農業関係の計画をみて、整備の全体計画と結びつくところがないのかということ調べてみたが、いろんな農業関係の事業の中でも基盤整備、生活環境整備が中心で、いわゆる特対事業に結びつくようなものが見当たらなかった。しかし農業関係の発展を考えることでなしに、林業サイドだけではものが考えられない。したがって今後は、農業関係の機関と一緒にあって、その地区で、農業関係の振興政策がどう出てくるのかを十分見きわめながら、林業サイドでとりくんで対処していかなくてはならないと思う。今後はいろいろ政策が出てくると思われるのでそれを見ながら、住民の人が有利にとり組むことができるような方向で対処してゆかなくてはならないと考えている。

司会（西森）：まだ、いろいろ問題があるけれども、時間が来たのでこれで終りにしたい。活発な討論が行なわれたことに感謝するとともに、今後お互いにいっそう研究をすすめることにして、これで討論を終りにする。

<大会記事>

西日本入会林野研究会の第4回シンポジウムは、53年9月29日、30日の両日、鳥取県東伯郡三朝町の町営三朝温泉会館で会員多数の参加を得て開かれた。

参加者は、地元鳥取県の20数名をはじめ、西日本各県から県職員や市町村職員、森林組合の役職員、生産森林組合の役員、入会団体の関係者および大学の入会問題研究者など会員約100名にのぼり、極めて盛会であった。とくに今回は市町村や入会団体など現場の当事者の出席の多いのが特徴であった。

会員の外に林野庁森林組合課から渡辺課長、山田係長が出席された。また、近畿中部の入会関係者を中心に中日本入会林野研究会の設立準備が進められており、兵庫県林務課の阪山補佐がオブザーバーとして参加された。

開催地の三朝町役場および鳥取県林務課の皆様には各般にわたり多大の御配慮をいただいた。100名という大きな研究会を2日間にわたり終始スムーズに運営できたのも、これらの方々の御尽力の賜と心から御礼申し上げたい。

受付、記録などは例年どおり西南学院大、九州大の学生に担当してもらった。

2日間の研究会次第はつぎのとおりである。

◎ 研究会次第

※第1日 9月29日9時30分開始

全体進行 鳥取県林務課 吉次 信策

1. 開 会 鳥取県三朝町農林課

長安 秀樹

1. 代表委員挨拶 研究会代表委員

中尾 英俊

1. 来賓挨拶 三朝町長 松村 喬成

三朝町議長 牧田 禎

鳥取県農林部次長

工藤 幸夫

1. 特別講演 林野庁森林組合課長

渡辺 武

1. 問題提起

- ① 重石 巧(大分県日田市)
- ② 山口正郎(高知県梶原町)
- ③ 山里 昶(鳥取県日野農林振興局)
- ④ 斉藤正夫(島根大学)

1. 研究会総会 司会 北川 泉

(島根大学)

1. シンポジウム

司会 西森正信(高知県)

篠原武夫(琉球大学)

1. 閉 会 島根大学 武井正臣

1. 懇 親 会

※第2日 9月30日 現地視察 8時30分発

1. 木地山生産森林組合(昭和42年1月設立、組合員32人、経営面積269ha、人工林率76%)

2. 動力炉、核燃料開発事業団人形峠事業所(濃縮ウラン製錬所)

◎ 総 会

1. 会務報告

中尾代表委員、堺委員から1年間の会務報告がなされた承された。

① 入会林野の問題を整備にとられず、したがって入会林野整備の是非や整備後の問題を含めて自由に討論してゆく場をつくるという意味で、入会問題に真剣にとりこんでいる現地を優先的に開催地に

選び、県の担当職員だけでなく市町村の担当者や入会団体の発言を引き出すことを図った。また参加の呼びかけも市町村、

森林組合の役職員や入会集団、生産森林組合にも行なった。

② 会計報告

西日本入会林野研究会
第3期('77.11~'78.9)決算報告

科 目	内 訳	金 額
収 入		
1. 前期(76.10~77.11)くりこし		8,801
2. 会費収入(103人)		83,500
1) 1,000円×64人	64,000	
2) 500円×39人	19,500	
3. 会報売上(500円×46部)		23,000
4. 県負担金		14,000
5. その他		5,511
1) 第3回大会残金	5,000	
2) 預金利息	511	
収 入 合 計		134,812
支 出		
1. 会 報 費		52,000
1) 会報第3号印刷代	50,000	
2) 会報号外印刷代	2,000	
2. 大会運営費(第3回宮崎大会)		46,800
1) 受付、会場係人件費	12,000	
2) シンポジウム原稿作成費	30,000	
3) 写真代	4,800	
3. 連絡旅費		15,000
4. 事務局費		9,250
1) 通信費	4,250	
2) 事務局費	5,000	
支 出 合 計		123,050
収 支 残 (次期くりこし)		11,762

預金 11,394
現金 368

2. 審議事項

① 次期開催地——鹿児島県屋久町に決定した。

② 運営委員の改選

有本照治（鳥取県三朝町）大広光義（福岡県林政課）福田孝（岡山県）の3氏が退任され、新しく長安秀樹（鳥取県三朝町）東家勝徳（熊本県林政課）大東昇（島根県林政課）の3氏を選出した。

この結果運営委員は次のとおりである。

市町村関係 森 有為（大分県九重町）

長安秀樹（鳥取県三朝町）

県 関 係 河野俊克（宮崎県） 西森正

信（高知県） 東家勝徳（熊

本県） 大東 昇（島根県）

大 学 関 係 武井正臣（島根大） 大平英

輔（高知大） 中尾英俊（西

南学院大） 堺正紘（九州大）

なお、代表委員は中尾英俊氏である。

1979年9月10日印刷

1979年9月11日発行

編 集 福岡市西区西新6-2-92(814)

発 行 西南学院大学法学部研究室内

西日本入会林野研究会

TEL(092)-841-1311

印 刷 松隈印刷株式会社

TEL(092)-751-6574

